会員へのお知らせ

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等にかかる施設管理者への注意喚起について

（法安49）
平成22年10月15日
日本医師会常任理事　　高　杉　敬　久

今般、厚生労働省医政局総務課より、本会宛連絡がありました。

記

⑴　先般、介護ベッド用手すりのグリップのすき間に、利用者の頭が入り、重症を負う事故が発生した。
⑵　平成21年３月に介護ベッドなどの日本工業規格（JIS）が改正され、手すりのすき間の基準強化が図られたため、改正に対応していない製品については、各製造事業者が、すき間を埋めるための簡易部品を無償で配布している。
⑶　JIS 改正に対応していないベッドについて、事業者の配布する簡易部品が取り付けられているか速やかに確認し、取り付けられていない場合は、簡易部品の取付けなどによりすき間を埋め、事故防止の工夫をすること。
⑷　取扱説明書などに記載されている注意事項を今一度確認し、挟み込みのリスクを認識し、正しく使用すること。
⑸　可能な限り、改正された JIS 対応製品を使用すること。
⑹　製品の使用に際して、不具合や不安などがある場合は、製造事業者などへ相談すること。

以上

速報メルマガ購読会員募集

登録はインターネットで

http://news.hiroshima.med.or.jp

にアクセスしてメールマガジン登録をしてください。

お問い合わせ先　広島県医師会　学術広報課
TEL　（082）232 - 7211

介護ベッドまわりの事故の現状

ここが危ない！

近年、介護ベッド関連の死亡・重傷事故が増えています。事故の多くは危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

サイドレール関連 36件

- A サイドレール内のすき間
- B サイドレールとサイドレールのすき間
- C サイドレールとボードのすき間
- D サイドレールとマットのすき間
- E ベッド用グリップの固定レバー

など

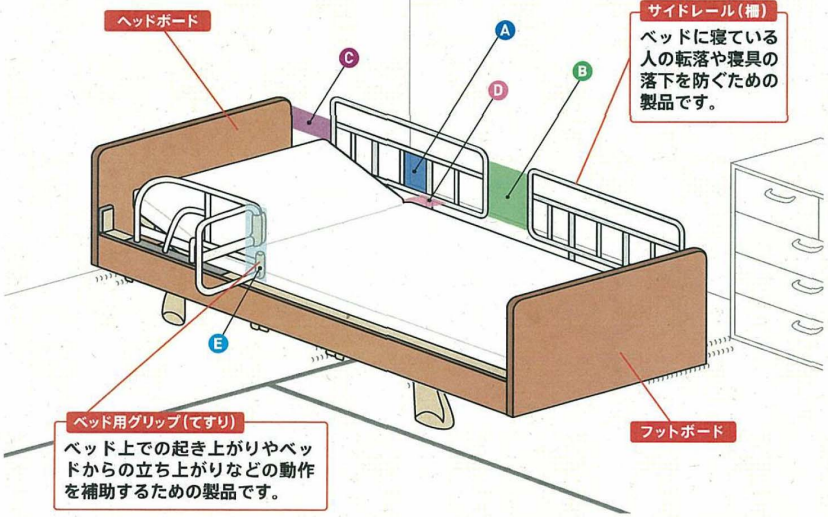

■2007年5月14日～2010年8月31日集計
消費生活用製品安全法に基づく重大事故として報告されたもの
※重大事故：死亡、負傷または疾病であってこれらの治療に要する期間が30日以上等

■経済産業省による調査の結果、36件中22件が「製品に起因しない事故」と判断されています。

こんな事故が起きています

サイドレール・ベッド用グリップのすき間の事故

15件 サイドレールの中に頭、腕や足が入り重傷・死亡した。

■頭・首が入った　■腕が入った　■足が入った
■挟んだ状態で「起き上がろうとした」「体をねじった」

5件 サイドレールとサイドレールのすき間に首がはさまり重傷・死亡した。

■ベッドとサイドレールのメーカーが違う
■サイドレールとベッド（マットレス）のすき間

4件 サイドレールとボードのすき間に首がはさまり重傷・死亡した。

■ベッド用グリップを逆に取り付けていた。

3件 サイドレールとマットやベッドフレームの間にはさまり重傷をおった。

■90cm幅対応のベッドに83cm幅のマットを使用していた
■ベッドとサイドレールのメーカーが違う

ベッド用グリップの固定ノブ・レバー関連事故

3件 着衣がベッド用グリップの固定レバーにひっかかり窒息により死亡。

3件 その他

3件 首振りの固定レバーが外れ、転倒・骨折した。

■固定されておらず首振り部が急に動き、転倒・骨折した。

その他介護ベッドの事故

13件 ベッド本体と他の物とのすき間にはさまれた事故、ベッドのフレーム内にはさまれた事故。

事故多発時間帯　夜10時～朝8時

事故の多くは夜から朝に起きています。

身体や意識がはっきりしていない時間帯にトイレに行こうとして、ベッドからの転落や移動中の転倒事故が多発しています。特に睡眠薬を服用している場合は身体状況が不安定になり転倒しやすくなります。（医師の指導を守って下さい）

最新のベッドはどうなっているの？

JIS T9254:2009

【JISマーク表示例】

2009年3月に介護ベッドのJIS規格が改定され、サイドレールとサイドレールのすき間だけでなく、安全に関わる数十項目が厳しく規定されました。

代表例（JIS規格文を要約しています）

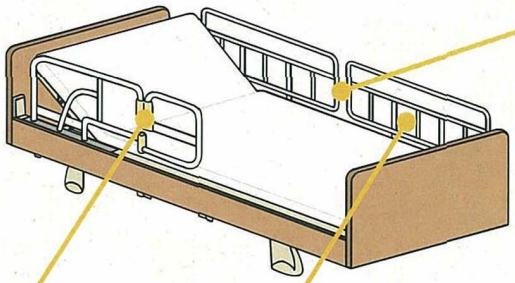

衣服が絡みつくような形状でないこと。

サイドレールとサイドレール、サイドレールとボードのすき間は直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上であること。

注１：詳しくは本パンフレット中面のチェック①をご覧下さい。

ベッド用グリップの開閉テストで1万回をクリアすること。

サイドレール内の空間は直径12cmの物が通らないこと。

ベッドとサイドレール、ベッド用グリップの適合する組み合わせを明確にすること。

最新のJISマーク付きのベッドでは事故は起きないの？

JISマーク付きの製品は、その製品が一定の品質や性能を確保していることを証明するものですが、使い方を誤ると重傷や死亡に至る事故は発生します。取扱説明書をよく読んで正しくお使い下さい。

医療・介護ベッド安全普及協議会とは

医療介護ベッドのメーカーにより2002年12月に設立されました。ベッドを安心して使用して頂くためのハンドブックやマニュアルを作成し、ホームページに掲載しております。

最新情報はこちらからご確認下さい

【ホームページ】 http://www.bed-anzen.org

【お問い合わせ先】 03-3648-5510

■ 協議会会員名簿（あいうえお順）

協議会会員名	お問い合わせ先	ホームページ
シーホネンス株式会社	0120-20-1001	http://www.seahonence.co.jp/
パラマウントベッド株式会社	0120-36-4803	http://www.paramount.co.jp/
株式会社プラッツ	0120-77-3433	http://www.platz-ltd.co.jp/
フランスベッド株式会社	0120-39-2824	http://www.francebed.co.jp/
株式会社モルテン	03-3625-8510	http://www.molten.co.jp/health
株式会社ランダルコーポレーション	048-475-3662	http://www.lundal.co.jp

お使いのベッドのお問い合わせは各メーカーへ！

発行年月 2010.09.24

独立行政法人福祉医療機構貸付利率の改定について

当機構の貸付利率が平成22年10月18日以降の貸付から、年利0.1～0.2%引き下げられましたので、お知らせいたします。貸付利率表の一部を以下のとおり掲載いたしておりますので、ご参照ください。

【固定金利】

施設の種類	資金の種類		利率 新	利率 旧
病　院 診療所	新築資金		年1.20%	年1.40%
	増改築資金	甲種		
		乙種	年1.70%	年1.90%
	機械購入資金（診療所のみ） 長期運転資金		年1.00%	年1.10%
介護老人保健施設 指定訪問看護事業	新築資金および増改築資金		年1.30%	年1.50%
	機械購入資金 長期運転資金		年1.00%	年1.10%
助産所 医療従事者養成施設	新築資金および増改築資金		年1.70%	年1.90%
	機械購入資金 長期運転資金		年1.00%	年1.10%
国立病院などの譲受に要する資金			年1.20%	年1.40%

詳細につきましては、直接下記宛にご連絡下さいますようお願いいたします。

記

独立行政法人福祉医療機構　大阪支店医療審査課
ＴＥＬ　06-6252-0219
ＦＡＸ　06-6252-0240
ホームページ　http://www.wam.go.jp/wam/

※平成22年度同機構のパンフレットをご希望の方は県医師会事務局経理課までご連絡下さい。
（ＴＥＬ082-232-7211）

米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品等を使用する患者への情報提供について

日医発第673号（法案46）Ｆ
平成22年10月12日
日本医師会会長　原中　勝征

平成18年４月11日付（医安２）等をもって、米国産のウシ由来物を原材料として製造される医薬品などを使用する場合に、当該患者に対する医療機関からの説明の励行を依頼したところであります。

今般新たにリスクの判断を受けた医療機器について、厚生労働省医薬食品局安全対策課長より本会に対して、下記の通り依頼がありました。

記

(1)　今回リスクの判断を受けた医療機器名

種類：心のう膜パッチ（米国産ウシ由来の原材料を使用）
販売名（製造販売業者）：ウシ心のう膜パッチ（エドワーズライフサイエンス）
主な用途：心中隔欠損、心筋組織損傷、心膜又は術中に作成した血管開口部の閉鎖および修復

(2)　医療機関の対応（依頼内容）

医療機器について、製造販売業者から配付される患者向け説明文書またはその他の適当な文書を用いて、患者に対し説明を行うこと。

(3)　米国産のウシ由来の原材料を使用している医薬品等一覧

米国産のウシ由来の原材料を使用している医薬品等一覧（平成22年９月29日現在）はホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000sxfn.html）をご覧いただきたい。

「特別養護老人ホーム向けの施設内感染相談窓口」の設置について

広島県医師会では、平成17年冬より、県内の特別養護老人ホームにおいてノロウイルスによる集団発生事例が発生した事例の教訓から、施設内感染について気軽に相談できる体制の整備に向け、「特別養護老人ホーム向け施設内感染相談窓口」を設置しております。

本事業は、前述のとおり、会内に相談窓口を開設し、特別養護老人ホームからの院内感染に関する問い合わせ等に対して、迅速に回答を行うものであります。

相談者は、所属施設名を明記した文書（様式は問いません）にて質問内容・氏名等を記述の上、本会地域医療課までＦＡＸ（082－293－3363）にて送付して下さい。

なお、施設名等個人が特定できる情報を除き、寄せられた相談内容等につきましては、県内の感染症対策等の発展のため有効に活用させて頂く場合がございますことをご了承下さい。

特別養護老人ホーム向けの施設内感染相談窓口事業実施要綱

1. 目　　的

院内感染対策に関する相談窓口を開設し、特別養護老人ホームにおける院内感染対策についての問い合わせ等に対し、より具体的に回答することにより、院内感染対策に関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

2. 対　　象

広島県内の特別養護老人ホームに従事する者とする。
（入所者等一般県民を対象とするものではない）

3. 事業実施者

社団法人広島県医師会が行うものとする。

4. 事業内容

⑴　広島県医師会内に相談窓口を設置するが、専用ＦＡＸ等は設置しない。
⑵　送付先　広島県医師会地域医療課　ＦＡＸ番号　082-293-3363
⑶　受付時間
月曜日から金曜日（祝日は除く）の午前９時から午後５時までとする。
⑷　相談申込及び回答方法
ア　相談申込者は、所属施設名を明記し、院内感染対策に関する具体的な質問内容、氏名、職名、電話番号、ＦＡＸ番号を記入の上、ＦＡＸにて送付するものとする。
イ　相談申込者に対し、広島県医師会感染症対策委員会委員が、可及的速やかに文書で回答することとする。